

みやぎ型管理運営方式
特定事業の選定（素案）について

令和元年12月25日

特定事業の選定（素案）

特定事業の選定の意義

PFI法（抜粋）

（特定事業の選定）

第七条 公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（客観的な評価）

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

県は、PFI法に基づき事業を実施する場合は、特定事業として選定・評価結果の公表を行う必要がある。

内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（抜粋）

- 「特定事業」とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
- 「特定事業の選定」とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。


評価の基準

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）の「2 特定事業の選定及び公表」において、特定事業の選定及び客観的な評価の結果の公表について留意点が示されている。

(1) 特定事業の選定に当たっては、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。

（中略）

(3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。（以下、省略）

- 
- みやぎ型においても、定量的な評価を基本とし、定性的な評価も併せて実施する。

特定事業の選定の構成

1. 事業概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の対象となる公共施設等
- (3) 公共施設等の管理者の名称
- (4) 事業方式
- (5) 事業期間
- (6) 本事業等の業務内容
- (7) 事業の費用負担
- (8) 料金及び維持管理負担金

実施方針と同内容

2. 評価の内容

- (1) 評価の方法
- (2) 定量的な評価
- (3) 定性的な評価
- (4) 総合評価

ご確認いただきたい内容